

平成18年4月27日

各 位

会社名 京セラ株式会社  
代表者名 取締役社長 川村 誠  
(コード番号 6971 東証・大証 第1部)  
問合せ先 財務部長 豊谷 晃彦  
(TEL 075-604-3500)

## 定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、平成18年6月23日開催予定の第52期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されることに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を定めるため、変更案第10条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)第94条及び第133条第3項並びに「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)第161条第4項及び第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第310条第5項及び会社法施行規則第63条第5項の規定に従い、株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法及び代理人の数を明確にするため、現行定款第16条(議決権の代理行使)を変更案第19条(議決権の代理行使)のとおり変更するものであります。

会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第27条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役として優秀な人材を迎えるため、社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第36条(社外監査役の責任免除)を新設するものであります。

上記のほか、会社法の文言に合わせた定款文言の変更、引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。

(2) 現行定款の規定を全般的に見直して、条文の整備及び字句の修正などを行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

## 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月23日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月23日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第4条(公告の方法)<br/>当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条(発行する株式の総数)<br/>当社が<u>発行する株式の総数は、</u>600,000,000株とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第6条(自己株式の取得)<br/>当社は、<u>商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)<br/>当社の<u>1単元の株式の数は、</u>100株とする。<br/>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、<u>この限りでない。</u></p> | <p>第4条(機関)<br/><u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u><br/>(1) <u>取締役会</u><br/>(2) <u>監査役</u><br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法)<br/>当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第6条(発行可能株式総数)<br/>当社の<u>発行可能株式総数は、</u>600,000,000株とする。</p> <p>第7条(株券の発行)<br/><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得)<br/>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条(単元株式数および単元未満株券の不発行)<br/>当社の<u>単元株式数は、</u>100株とする。<br/>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p data-bbox="199 208 311 241">&lt; 新設 &gt;</p> <p data-bbox="199 875 638 909">第 8 条（单元未満株式の買増し）</p> <p data-bbox="252 920 810 1245">当会社の单元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規則に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</p> <p data-bbox="199 1256 438 1290">第 9 条（基準日）</p> <p data-bbox="252 1301 810 1581">当会社は、毎決算期末現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において、株主の権利を行使することのできる株主とする。</p> <p data-bbox="209 1592 810 1727">2. 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p data-bbox="199 1783 550 1816">第10条（名義書換代理人）</p> <p data-bbox="252 1827 810 1917">当会社は、株式につき名義書換代理人をおく。</p> <p data-bbox="209 1928 810 2051">2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> | <p data-bbox="837 208 1380 241">第10条（单元未満株式についての権利）</p> <p data-bbox="890 253 1453 432">当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p data-bbox="890 443 1453 813"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br/> (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利<br/> (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利<br/> (4) 次条に定める請求をする権利 </p> <p data-bbox="837 875 1308 909">第11条（单元未満株主の売渡請求）</p> <p data-bbox="890 920 1453 1099">当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p data-bbox="837 1256 949 1290">&lt; 削除 &gt;</p> <p data-bbox="837 1783 1189 1816">第12条（株主名簿管理人）</p> <p data-bbox="890 1827 1356 1861">当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p data-bbox="847 1928 1453 2051">2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社では扱わない。</u></p> <p>第11条（株式取扱規則）<br/> <u>当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式に関する取扱ならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第12条（招集）<br/> <u>当社の定時株主総会は、毎決算期後3ヵ月以内に招集する。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要があるときは、随時に臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>3. <u>株主総会は、京都市もしくは滋賀県蒲生郡蒲生町の当社滋賀工場において開催する。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>第13条（招集者）<br/> <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これにあたる。</u></p> <p>第14条（議長）<br/> <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u></p> | <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第13条（株式取扱規則）<br/> <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第14条（株主総会の招集）<br/> <u>当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>第15条（定時株主総会の基準日）<br/> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第16条（株主総会の招集権者および議長）<br/> <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p data-bbox="209 208 810 338">2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p data-bbox="201 353 309 387">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="193 831 488 864">第15条（決議の方法）</p> <p data-bbox="252 880 810 1010">株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="209 1070 810 1294">2. <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="193 1357 576 1391">第16条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="252 1406 810 1682">株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>株主総会における議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に開会までに、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="201 1742 309 1776">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="193 1883 432 1917">第17条（議事録）</p> <p data-bbox="252 1933 810 2058">株主総会の議事については、<u>その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役が記名捺印し、その</u></p> | <p data-bbox="834 353 1449 432">第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="890 448 1449 768">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="834 831 1126 864">第18条（決議の方法）</p> <p data-bbox="890 880 1449 1055">株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="847 1070 1449 1294">2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p data-bbox="834 1357 1217 1391">第19条（議決権の代理行使）</p> <p data-bbox="890 1406 1449 1536">株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>その議決権を行使することができる。</u></p> <p data-bbox="847 1742 1449 1872">2. <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p data-bbox="839 1883 948 1917">&lt;削除&gt;</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p><u>原本を10年間本店に、その謄本を5年間支店に備えおく。</u></p> <p>第18条（取締役の員数）<br/>当社の取締役は、20名以内とする。</p> <p>第19条（取締役の選任）<br/>取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第20条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条（役付取締役ならびに名誉会長、相談役および顧問）<br/>&lt;新設&gt;</p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会はその決議をもって、名誉会長をおくことができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会はその決議をもって、相談役および顧問をおくことができる。</u></p> | <p>第20条（取締役の員数）<br/>（現行どおり）</p> <p>第21条（取締役の選任方法）<br/>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>第22条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、相談役および顧問）<br/><u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって名誉会長を置くことができる。</u></p> <p>4. <u>取締役会は、その決議によって相談役および顧問を置くことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第22条（代表取締役）<br/> <u>取締役社長は、これを代表取締役とする。</u><br/> 2. <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、代表取締役を定めることができる。</u></p> <p>第23条（取締役の報酬および退職慰労金）<br/> <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>第24条（取締役会の招集）<br/> <u>取締役会の招集の通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p> | <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>第24条（取締役の報酬等）<br/> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長）<br/> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u><br/> 2. <u>取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第26条（取締役会の招集通知）<br/> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br/> 2. <u>取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の決議の省略）<br/> <u>当会社は、取締役会の決議事項について、その議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第25条（取締役会規則）<br/>取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第26条（監査役の員数）<br/>当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第27条（監査役の選任）<br/>監査役は、株主総会において<u>これを選任する。</u></p> <p>2. <u>前項の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>第28条（監査役の任期）<br/>監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退職した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第29条（常勤の監査役）<br/>監査役は、その<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第30条（監査役の報酬および退職慰労金）<br/>監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</p> <p>第31条（監査役会の招集）<br/>監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに、<u>各監査役に発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>第28条（取締役会規則）<br/>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第29条（監査役の員数）<br/>(現行どおり)</p> <p>第30条（監査役の選任方法）<br/>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第31条（監査役の任期）<br/>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第32条（常勤の監査役）<br/>監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第33条（監査役の報酬等）<br/>監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知）<br/>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>第32条（監査役会規則）</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>                                | <p>第35条（監査役会規則）</p> <p>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第36条（社外監査役の責任免除）</p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p>第33条（営業年度）</p> <p>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>その末日をもって決算期とする。</u></p>   | <p>第37条（事業年度）</p> <p>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年とする。</u></p>   |
| <p>第34条（利益配当金）</p> <p>当社の利益配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>&lt; 新設 &gt;</p>                                 | <p>第38条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>   |
| <p>&lt; 新設 &gt;</p>  | <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>  |
| <p>第35条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定にもとづき、中間配当として、金銭の分配をすることができる。</u></p> | <p>第39条（中間配当）</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として<u>中間配当をすることができる。</u></p>  |
| <p>第36条（配当金等の除斥期間）</p> <p>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても、<u>なお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>                           | <p>第40条（配当の除斥期間）</p> <p>配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、<u>当社はその交付義務を免れる。</u></p>   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案                                   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>第7章 雑 則</u></p> <p><u>第37条（外貨建社債の名義書換代理人）</u><br/> <u>当社は、外貨建社債につき外国に名義書換代理人をおくことができる。</u></p> | <p>&lt; 削除 &gt;</p> <p>&lt; 削除 &gt;</p> |

以 上